

令和5年度第1回流山市広告物審議会議事録

目次

1	開催日時及び場所	1 ページ
2	出席した委員及び市職員	1 ページ
3	傍聴者	2 ページ
4	議事の概要	2 ページ～

1 開催日時及び場所

日時：令和5年4月27日（木）

午後1時00分から午後2時15分まで

場所：流山市役所第1庁舎3階庁議室

2 出席した委員及び市職員

（1）審議会委員

横内 憲久	（学識経験者）
山中 新太郎	（学識経験者）
今野 浩昭	（関係行政機関職員）
真鍋 栄一	（屋外広告業を営む者）
田中 庸子	（市民委員）
坂 仁美	（市民委員）
間宮 瑞代	（市民委員）

（2）市職員

まちづくり推進部長	梶 隆之
まちづくり推進部次長	木村 達也
都市計画課課長	松田 賢
都市計画課課長補佐	桃野 崇弘
都市計画課職員	北嶋 聡明
都市計画課職員	藤原 大樹
都市計画課職員	林 悠真

3 傍聴者

0名

4 議事の概要

会議に先立ち、令和5年4月1日からの広告物審議会委員の委嘱期間における、審議会の会長及び副会長を選出した。

委員の互選により、会長は横内委員、副会長は山中委員に決定した。

5 会議に付した案件

第1号議案 流山市広告物条例施行規則における電光掲示板、液晶等による屋外広告物について（諮問）

6 議事録

【事務局】（スライドを用いて説明）

（議案について）

流山市広告物条例施行規則において、規制の対象となっている「電光掲示板、液晶等による屋外広告物」については、どのようなものを対象としているのか具体的な明示がないことから、

「電光掲示板、液晶等による屋外広告物とは、電氣的に発光することにより、常時表示の内容を変更できる装置（電光表示装置）を有する広告物等をいう。」として内規で取り扱っているところである。

この運用について、広告物審議会の意見を聞いた上で、

「電光掲示板、液晶等による屋外広告物とは、電氣的に発光することにより、常時表示の内容を変更できる装置（電光表示装置）を有する広告物等をいう。

（※ただし、意図せず使用状況に応じて表示が切り替わるもの及び60秒以上静止したものは除く）

※意図せず使用状況に応じて表示が切り替わるもの及び60秒以上静止したものであっても、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。

（1）踏切付近（踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分）に設置されるもの。

（2）信号機付き交差点付近（停止線までの範囲）に設置されるもの。

（3）点滅表示のもの。（照度の強弱による表示も含む。）」

とし、明示（公表）することとしたい。

（見直しの背景）

これまで、電光掲示板、液晶等の広告物については運用の中で対象を定め、条例の制限をかけてきた。

代表的なものとして、「コインパーキング駐車場の満車、空車等の表示」、「ガ

ソリンスタンドの価格表示」、店舗の出入口付近に設置される「デジタルサイネージ」が挙げられ、映像装置技術の進展により、近年急速に普及している。

これらの特徴としては、「表示内容を変更させることができること」、「照明を用いず、広告内容そのものを光源として直接見ることができること」、「人の目を誘い（いざない）やすいこと」が挙げられる。

この一方で、「光害によって夜間景観が阻害されること」、「強い光を浴びた後に、視界に光の残像が残ることによる危害のおそれがあること」、「信号機や交通標識への視認性が悪化すること」が懸念される。

流山市広告物条例の目的は、屋外広告物法と同様に、「良好な景観を形成すること」、「風致を維持すること」、「公衆に対する危害を防止すること」であり、これらを達成するため、「表示面積 1 m²以下、高さ 1.5 m以下」という規制を行っている。しかし、令和元年から条例の適用を行っているなかで、基準に適合させることによって、想定を超えた不都合が生じている。

（見直しの理由）

写真は、コインパーキング形式の自転車駐輪場の「満車」「空車」を表示する電光掲示板の事例である。

空車を示す「空」の表示が、高さ 1.5 m以下の位置に設置されており、条例の基準に適合している。しかし、高さ 1.5 m以下という基準を守るため、人の目線と同じ程度の高さとなっており、少し離れた位置からの視認性が悪くなっている。

また、表示位置の付近に植栽が設けられた場合は、さらに視認性が悪くなる。景観の視点からも、上段にある「IN」表示広告と分離されることで、集約されず、まとまりの無い、違和感を与えてしまっている。

続いて、ガソリンスタンドの価格表示の事例である。

写真の右手前の「159円」を示す価格表示は、高さ 1.5 m以下、表示面積 1 m²以下で設置されており、条例の基準に適合している。しかし、先ほどの事例と同様に少し離れた位置からの視認性が悪くなっている。さらに、表示面積が 1 m²以下を守るために、レギュラー価格しか表示できず、「レギュラー」「ハイオク」「軽油」すべての油種が表示できないことから、おそらく現場の店長の独断で、新たに「レギュラー」「ハイオク」「軽油」を表示した、無届けの違反広告物が設置されている。

写真左奥の緑色で囲った広告物が違反広告物であり、これらが同様に設置されるケースが相次いでいる。結果的に許可手続きの段階では、条例に適合させ

ることで許可を得るものの、現地の判断で、かえって良好な景観に適さないものなどが、後から設置されている。

これらのことから、電光掲示板、液晶等による広告物については、見直しの必要があると考えに至った。

（見直しの方針）

条例の目的である、「良好な景観の形成」、「風致の維持」、「公衆への危害防止」を達成できる範囲において、必要な表示が、必要な位置に、必要な大きさで表示できるようにすることを目指すものである。

方向性としては、

案１）条例施行規則の高さおよび表示面積の数値基準を見直しする案

案２）一定の条件を満たすものを制限の対象から外す案

の２案について検討した。

案１の、条例施行規則の見直しは、「大きさ１㎡」、「高さ１．５ｍ以下」といった数値基準を見直すものであり、コインパーキング駐車場の、満車、空車表示と、ガソリンスタンドの価格表示だけでなく、動画などを表示するデジタルサイネージも含めて一律で、緩和することにつながる。

これは、今回の見直し背景とは主旨が異なるものであり、条例施行規則の数値基準の見直しは、方針として最適ではない。

一方で案２の、一定の条件を満たすものを制限の対象から外すについては、一部のものを電光掲示板等の対象から外したとしても、一般の壁面広告物や独立広告物の規制は残るため、方針として最適である。

具体的な例としては、コインパーキング駐車場の「満車」「空車」の表示、ガソリンスタンドの価格表示などが一定の条件を満たす場合に、電光掲示板としての条例の基準を受けなくなると考えである。

写真の事例が、規制の対象外となり、条例に適合した表示とできるものである。

（改正案について）

電光掲示板、液晶等による屋外広告物の定義として、「電氣的に発光することにより常時表示の内容を変更できる装置（電光表示装置）を有する広告物等をいう。」については、これまでの運用と同じである。

次に、「意図せず使用状況に応じて表示が切り替わるもの」とは写真のような表示を想定している。

「意図せず」とは、コインパーキング駐車場の、「満車」「空車」表示のように、広告主や広告物の設置者が、自らの意思やタイミングで表示を切り替えないことを指すものである。

この場合は、利用状況により表示が切り替わることから、「意図せず」に該当することになる。

この広告物については、「電光掲示板、液晶等による屋外広告物」の対象から除外し、一般の独立広告物として規制をしようとするものである。

続いて、「60秒以上静止したもの」とは、ガソリンスタンドの価格表示などを想定している。価格表示は、通常1日に1回しか、表示内容を変更しない。60秒以上静止したものは、人の目を誘う（いざなう）可能性が低くなることから内照式の広告物と同様とみなし、「電光掲示板、液晶等による屋外広告物」の対象から除外し、一般の独立広告物として規制をしようとするものである。

また、「意図せず使用状況に応じて表示が切り替わるもの及び60秒以上静止したもの」については、「電光掲示板、液晶等による屋外広告物」の対象から除外したいところであるが、すべてを除外するのではなく、次の3点のいずれかに該当するものは、これまでどおり条例の基準を受けるものとする。

1点目は、踏切の前後の側端から10m以内の部分に設置されるもの。

2点目は、信号機付き交差点に付近に設置されるもの。
である。

スクリーンでは、『踏切の前後10mの範囲』と、『信号機付き交差点の付近の範囲』を指しており、これらの範囲に設置されるものは、「意図せず使用状況に応じて表示が切り替わるもの及び60秒以上静止したもの」であったとしても、信号機や踏切との誤認を防ぐため、条例の基準を受けるものとする。

3点目は、点滅表示のもの。照度の強弱による表示も含む。
である。

同じ表示内容、例えば、ガソリンの価格表示であったとしても、点滅表示や照度の強弱によって、注目を引こうとするものは、条例の目的である、「公衆に対する危害の防止」を損なう恐れがあるため、条例の基準を受けるものとする。

【質疑応答】

（横内会長）

・改正案による「意図せず」の表現をしなければ、使用状況に応じて切り替わるものとはいえないのか。かえってわかりづらい表現になっているのではないか。

（松田課長）

・駐車場の満車・空車の表示だけであれば、使用状況という表現で限定できる。これ以外の表示でも、目的によっては「使用状況に応じて」に含められると考えているが、どのような表示が存在するのか想定ができていない。判断が難しいものは、改めて審議会に意見を付したうえで対象に含めていくことも検討したい。

（山中副会長）

・改正案のただし書きに該当する広告物であれば、「電光掲示板や液晶等による広告物」ではなく個別の基準により判断することになると理解している。この場合、第5種規制地域の独立広告物は1表示面積が30㎡まで可能であり、「満空」の表示だけで30㎡出すこともいいことになるのか。

（松田課長）

・そのとおりである。60秒以上の間隔で変化するものは、内照式の広告物と変わりではなく、これまでの取扱いに該当しないことになる。

（山中副会長）

・事務局による資料には対象が限定されているが、今回緩和することになると他にもどのような広告物まで対象となるかが想像つかない。

（松田課長）

・事例に示した広告物のほかに飲食店のメニューをドット式の変表示で流すものやテレビモニターを使用したデジタルサイネージが挙げられる。後者の可変表示やデジタルサイネージは、これまでどおりの規制の対象となるので、協議される可能性は否定できないが、設置はされないと想定している。

（山中副会長）

・スポーツやイベント会場のかかなり広い範囲で、モニター式の広告物が設置されているが、そういったものが店舗の前で設置されても、画面が60秒以上静止して切り替わることについては、個別基準にさえ適合していれば認めることになるのか。

（松田課長）

・意図したものでも60秒以上静止していれば、個別基準で判断することになる。

（横内会長）

・動かない看板と同じ取扱いになるということか。

(松田課長)

- ・そのとおりである。

(山中副会長)

- ・静止した看板の色彩は、どのように制限していくのか。

(松田課長)

- ・今までどおり、区域ごとの色彩(彩度)制限をしていく。これまでも写真を使用した広告物は、各区域の彩度の制限を超える場合は、表示面積の50%未満とされているかを審査の段階で確認している。静止画として同じように判断する。

(横内会長)

- ・60秒という時間は短すぎるように感じる。切り替わる頻度を60秒ぎりぎりに設定したり、個別基準の最大値に近い表示にすることも考えられる。設定した根拠を教えてほしい。

(都市計画課職員)

- ・「道路標識設置基準・同解説(公益社団法人 日本道路協会)」による道路標識や道路情報板の視認距離の算定方法を参考にした。
- ・ガソリンスタンドの価格表示が最大の表示となることを仮定して、看板を視認してから横を通り過ぎるまでの時間と距離を算出した。
- ・時速20km/hで走行する自動車が、約330m手前で視認した際に通過するまでの時間が約60秒となる。
- ・この間1回は切り替わることがあっても、2回以上切り替わらないことから運転手の目を誘う可能性が低いと判断した。

(松田課長)

- ・60秒としたのはできるだけ短い間隔を設定するための根拠であり、長い間隔とすることによる不具合は想定していなかった。自動車を運転し、ガソリンスタンドの前を通過するのに安全であることを示したものであるが、ガソリンスタンド以外の場所において、看板の前で60秒以上静止して表示内容を確認することも想定されることが、今回委員の指摘で分かった。

現在の運用で問題が生じているガソリンスタンドの事例であれば、表示間隔を60分や12時間と設定しても、ほぼ切り替わらないものであり、事業者が表示・設置しようとしているガソリン価格の表示が可能となり、後出しの違反広告物の設置も防いでいけると考える。時間間隔を長くする検討は必要かもしれない

い。

（山中副会長）

・屋外広告物の規制にあたって、なぜ電光掲示板・液晶等の表示の規制を厳しくしたのか振り返りたい。

（松田課長）

・県条例で規制していた頃から、景観計画で「表示面積1㎡以下、高さ1.5m以下」とすると制限していた。流山市の景観形成において、できるだけこのような注目を引く広告物は控えていただきたい、掲出するのであれば景観的な視点で低く・小さくという観点から、条例制定時にもこの文言を残したものである。

（山中副会長）

・個人的には、今後、技術の進歩により液晶を用いたようなものは増えていくと思っているので、品のいい看板で目障りでないものでなければ、認めていくことも必要と考える。認めていくにはある程度の整理はしなければならない。

（真鍋委員）

・個人的に「60秒」が短いとは感じない。また、60秒看板の前で立っていること自体想像しづらい。偶然、通りかかった際に切り替わることによる誘目性や注意を引くというのも違和感がある。適切な表現があれば、時間を設定する必要はないように思われる。

表示の切り替わりもどのようなものであればよいのか、少しでも動画のような変化があった場合の確認ができるのかという課題もある。時間よりは表示内容によって制限をかけたほうがよいのではないか。

ビルなどの上部に面積が大きく、表示が動かないものもあるが、同じ板面で広告主が複数いる場合もあり、出す側からはできるだけ見てほしい実情がある。1時間、2時間と設定すると、広告主との契約においては、根拠を示しなさいという論点になりかねない。

表示内容が動くことによる誘目性があるという状態を避けたい表現になればいいのではないかと思う。

（田中委員）

・改正案によって制限が緩和されるものは、高さの規制だけでなく、表示内容をすべて電光掲示とすることも可能となるのか。

例えば、駐車場の「満空」表示に加えて、他の宣伝項目が入っていても「60

秒以上」や「意図せず」でないと判断できれば、現状よりも大きい面積で設置ができるということか。

（松田課長）

- ・ 広告物の個別の基準に適合させれば可能である。

（田中委員）

- ・ 意図するところが変わるのではないか。「満空」表示や「価格表示」の高さを変えるのとは別問題のように感じる。どちらかという、使用用途の方で制限をかけたほうがわかりやすいのではないか。

（松田課長）

- ・ 駐車場であれば、施設名やテナントのロゴなどの部分の表示を、あえてデジタル表示に変えることは、費用面などの問題から行わないのではと想定している。

（坂委員）

- ・ 駐車場の「満空」表示のような使用する色が決まっているものや、単色で表示されるものであればよいが、個別基準に適合させれば設置可能となるデジタル表示の場合、複数の色彩の使用が容易なため、色彩の適合確認ができなくなるおそれがある。

（横内会長）

- ・ 事務局が示した事例だと、駐車場の「満空」表示の高さとガソリンスタンドの「価格表示」の大きさだけであり、改正案の文言で他の広告表示を制限しようとすることに無理が生じないか。

（松田課長）

- ・ 委員の皆様からの発言のとおりであると認識した。改正案の文言については、今回提示した案は適切ではなく、対象となる広告物が明確になるように表現を改めさせていただきたい。

（真鍋委員）

- ・ その場合、デジタルサイネージの取扱いはどうなるのか。

（松田課長）

- ・ デジタルサイネージは交通に与える影響は大きいと考えるため、これまでどお

りの規制を続ける。電光掲示については、事例で挙げた駐車場の「満空」表示とガソリンスタンドの「価格表示」に限って緩和の対象としたい。

また、運用を続けていくなかで、新たな懸念が生じた場合には、今回と同様に審議会において、委員の皆様の意見を伺いたい。

（横内会長）

・駐車場やガソリンスタンドの電光掲示板は、基準に適合させることで広告物としての機能が果たせなくなっている。条例を運用しているなかで不具合が生じている事例については、規制の対象でないとわかるように断言してもよいのではないか。

デジタルサイネージは照度が高く、広告主が目立つように表示することで、景観に大きな影響を与えることから、現在の規制に至ったと考える。今回のケースは、それには当てはまらないと考えるのが自然ではないか。

（山中副会長）

・会長の意見に賛成である。移動している自動車に対して表示している面が強く、事故防止の観点からも緩和は必要であると考え。改正案のただし書き以降の（１）～（３）は残したうえで、今回対象の広告物についてのみ、この限りでないとしたほうが適切ではないか。

（今野委員）

・前回の審議会でも、商業施設の「満空」表示について議論したが、規制する屋外広告物と交通案内や交通渋滞を防ぐ利便性の機能は分けて考えることも必要と考える。基準である高さ１．５ｍ以下だと、歩行者が滞留してしまうと視認性は低くなると感じる。しかし、一旦規制を緩めることで、それを逆手に取られることも想定される。

（横内会長）

・本件については、ただし書きの表現を再考することを付帯意見としたうえで、内容については同意すると答申したいがよろしいか。

（山中副会長、今野委員、真鍋委員、田中委員、坂委員、間宮委員）

・異議なし。

（桃野課長補佐）

・これをもって、令和５年度第一回流山市広告物審議会を閉会する。

以上

追記

令和5年4月27日に付帯意見付きで答申のあった本件については、令和5年5月12日付で改正案を流山市広告物審議会会委員に書面にて、意見聴取を行ったところ、令和5年5月23日をもって、全委員より流山市へ「改正案に異存がない」旨の回答があった。

このことについて、令和5年5月24日付で審議会会長へ報告し、令和5年5月31日付で会長より「慎重に審議した結果、改正案のとおりで異存なし」との答申があったため、本件はこの答申をもって終結とする。